

令和3年度釧路市立美原小学校「学校いじめ防止基本方針」

本校では、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条により、本校のすべての児童が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、地域住民や保護者、児童などの意見を取り入れ、いじめの防止等を目的に策定しました。

1 いじめ問題に向けての基本姿勢

- (1) いじめはどの子どもにも起こりうるという姿勢で取組みます。
 - ・児童理解を深め、信頼関係を築き、児童のささいな変化・兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から関わりを持ち、いじめを看過したり軽視したりしないよう心がけます。
- (2) いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有します。
 - ・いじめを発見し、または相談を受けた場合は、当該いじめに係る情報を学校の定めの方針等に沿って記録し、いじめ対策委員会に報告します。
- (3) 保護者や関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの未然防止と早期発見に取り組み、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発の防止に努めます。
 - ・いじめ対策委員会において情報共有を行った後は、事実関係を確認の上、組織的な対応の下、被害児童を徹底して守り通します。

2 いじめとは ～ 定義

いじめ防止対策推進法第二条

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（平成25年法律第71号）

3 学校におけるいじめ問題等の対策組織の設置

- (1) 組織の名称
 - ・いじめ対策委員会
- (2) 構成メンバー
 - ・校長、教頭、主幹教諭、教務主任、指導部長（指導部いじめ問題担当）、当該学級担任及び学年主任で構成します。
 - ・事案によっては、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー、その他管理職から指名された者等も加わります。
 - ・いじめ対策委員会の運営は教頭が行います。
- (3) 組織的な対応
 - ・いじめ問題を発見・認知した場合には、情報収集を綿密に行い、事実関係を明確にするとともに、教頭に報告します。
 - ・教頭は「いじめ対策委員会」を招集します。「いじめ対策委員会」では、把握した情報をもとに対応を協議し、的確な役割分担を行い、いじめの解決に当たります。
 - ・いじめの内容や実態に応じて、児童相談所や警察・関係機関等との連携、教育委員会の「いじめ解消サポートチーム」との連携を図りながら対応にあたります。

4 いじめ未然防止等のための対策の基本となる事項

(1) いじめ未然防止等に向けてのポイント

- ① 児童の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進します。
 - ・気持ちのよい挨拶が行き交う学校
 - ・思いやりを重点とした道徳教育の日常的な実践
- ② 全教育活動を通じて「いじめは絶対に許されない」という土壌をつくります。
 - ・教職員は、生徒指導や児童の特性を理解することに関する研修会等に積極的・計画的に参加し、いじめの問題に適切に対応できる力を身に付けるとともに、セルフコントロール力を高めさせる指導スキルの向上に努めます。
- ③ いじめの未然防止・早期発見のために、様々な手段を講じます。
 - ・いじめアンケート、Q-U、アセス調査の実施を実施するとともに、全職員で子供を見守り、ささいな変化や兆候であっても情報共有します。
- ④ 児童が、いじめ防止に向けた活動を主体的に取り組むための支援を行います。
 - ・児童会の取組によるビッグスマイル運動など、互いの良さを認め合い、自己有用感を高めさせる取組を充実させます。
 - ・くしろの子ども大集合、どさんこ☆子ども地域会議への参加による、リーダーの自覚づくりを進めます。
- ⑤ いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保証するとともに、学校と家庭と連携・協力して解決にあたります。
 - ・いじめ対策委員会の設置による組織的な対応を推進します。
- ⑥ 児童及び保護者の悩みや相談を受け止めることができるよう相談体制を整備します。
 - ・諸調査を基にした面談日を設定し、一人一人から聞き取りをします。
 - ・スクールカウンセラーを有効に活用し、悩みや相談を受け止められる場をつくりま
- ⑦ 児童一人一人が、自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、児童との信頼関係を深めます。
 - ・居心地のよい学級づくり、認め合い励まし合いのある関係作りを進めます。
 - ・いじめに正面から向き合う「考え、議論する」道徳科の授業への転換を進めます。
- ⑧ 全ての教職員の共通認識を図るため、いじめを始めとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修を行います。
 - ・児童の実態交流会で児童の実態について情報の共有を図ります。
 - ・いじめアンケートの結果を全体で共有するとともに、保護者に対しても説明する。
 - ・学校いじめ未然防止プログラムの策定と活用

(2) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- ① 情報モラルの向上を図る指導を行います。
 - ・発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性等、インターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえ、児童生徒が情報モラルを身に付ける指導の充実を図ります。
 - ・情報モラルに関する安全教室をすべての学年で実施します。
- ② 美原小学校インターネットルールを設定します
 - ・インターネットを通じて行われるいじめを防止し適切に対処できるよう、児童生徒及び保護者に対して必要な啓発活動を行うとともに、インターネット等の使用に関わる時間のルールを「9時以降は使わない、朝の登校前も使わない」とし、ルールが守られるよう働きかけます。
- ③ ネットパトロールを行います
 - ・インターネット上に不適切な書き込み等がないか、定期的にネットパトロールを実施し、早期発見に努めます。

5 いじめに対する措置

(1) 早期発見のための取組

① いじめ実態調査の実施

- いじめを早期に発見するため、児童に対する定期的な実態調査（いじめアンケート）を年2回実施します。
- Q-Uやアセスによる集団分析を行い、いじめ問題等につながる人間関係や学校生活等での悩みを理解し、早期に対応します。
- いじめ調査・Q-U・アセス実施後、担任との面談を実施します。
- 児童及び保護者がいじめに関する相談を行うことができるよう、相談体制の整備を行います。

② 日常の中からの変化や兆候への気づき

- 児童・保護者からの相談、友達からの相談
- 日記等による気づき
- 日常生活の中での変化による気づき

(2) 事実の確認

- いじめの定義に照らして、一方の児童が人的関係のある児童に対し心や体、持ち物等に影響を与える行為をしており、それにより一方の児童が「心身の苦痛」を訴えている場合いじめとして認知します。この場合、「自分より弱いものに対して一方的か」「継続的かどうか」「悪意があるかどうか」「深刻な苦痛かどうか」については問いません。
- いじめに係る相談を受けた場合や、いじめアンケートで「ある」と回答した場合は、親身になって状況を聴き、速やかに事実の確認を行います。

(3) 組織的な情報共有と保護者への連絡・連携

- いじめの事実が確認された（いじめを認知した）場合は、学校の定めた方針等に沿って記録するとともに、「いじめ対策委員会」に報告します。「いじめ対策委員会」では組織的に事実関係を把握し、いじめをやめさせるための指導を行うとともに、事実関係を正確に当該保護者（双方）に伝え、家庭と連携して解決に取り組みます。

(4) 双方の児童、保護者に対する支援、指導・助言

- いじめを受けた児童・保護者に対する様々な支援を検討するとともに、いじめを行った児童についても、適切な指導と今後の支援について検討し、双方の保護者へ助言を継続的に行い、再発の防止に努めます。

(5) いじめの解消の判断

- いじめの解消については、いじめ事案の関係者の状況を十分に見極めながら、いじめ対策委員会において協議し、いじめを認知した日から3ヶ月をめどにいじめが解消に至ったかを判断します。（心理的、物理的の行為が止み、3か月程度経過していて、当該児童が心身の苦痛を感じていない状況をもって、いじめが解消したとします。）

(5) 重大事態又は、重大事態への広がり懸念される場合の対応

- いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるための措置が必要であると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる等の措置を講じることもあります。
- 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処します。

6 重大事態への対応

(1) 教育委員会への報告

- いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、教育委員会に速やかに報告します。

- (2) 調査の実施
 - ・教育委員会の指示により、学校が主体となって当該事案に対して調査を実施する場合は、速やかに調査組織を設置し、事実関係を明確にするための調査を実施します。また教育委員会が主体となって調査を行う場合は、学校は当該事案の調査に対して協力します。
- (3) 調査結果に係る情報提供
 - ・調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供します。

7 学校評価における留意事項

- (1) 自己評価
 - ・いじめを隠蔽せず、いじめの実態の把握及びいじめに対する措置を組織的かつ適切に行うため、いじめ問題への取組について適正に自己評価を行います。
- (2) 児童、保護者アンケートへの位置づけ
 - ・学校のいじめ問題への取組について、学校評価の項目に加え、児童生徒・保護者のアンケート調査、教職員の評価を行い、次年度の取組の改善に生かします。
- (3) いじめ問題に係る学校の取組の周知
 - ・学校のいじめ防止に対する取組やいじめの実態について、学校便りやホームページを用いて保護者や地域に周知します。また、必ずその内容について入学時、各年度の開始時に資料を配布するなどし、いじめ防止に向けた取組の成果や課題について共有します。